

農地利用最適化推進施策に関する意見書



令和7年9月

甲賀市農業委員会

農地利用最適化推進施策に関する意見

貴職におかれましては、本市農業委員会の活動にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

近年の我が国の農業は、農業者の高齢化、後継者や担い手不足、遊休農地の増加、有害鳥獣被害、自然災害による農作物への被害、さらに燃料・資機材等価格の高騰など、大変厳しい状況に直面しています。本市においても、これらの課題は顕在化しており、早急な対策が求められています。

このような状況の中、令和6年に国は食料安全保障を柱とする「食料・農業・農村基本法」を改正し、本市農業委員会においても、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」に基づき「遊休農地の発生防止・解消」「担い手への農地の利用集積・集約化」「新規参入の促進」を最重要課題に位置づけ、農地等の利用の最適化の活動などを通じて、次世代に引き継ぐ持続可能な地域農業の発展に向けて取り組んでおります。

また、これらの取り組みを進めるにあたり、本市の農政に関わる全ての組織と農業関係者等との緊密な連携が不可欠であると考えています。

つきましては、「農業委員会等に関する法律」第38条第1項に基づき、地域農業者の声を反映した意見書を提出しますので、予算措置が必要なものについては令和8年度の当予算編成に反映いただき、意見に対する施策反映については、書面にて回答をお願いします。

令和7年9月10日

甲賀市長 岩永 裕貴 様

甲賀市農業委員会
会 長 寺田 勝典

1. 担い手への農地利用の集積・集約化

本市の農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化・担い手の減少や有休農地の増加など、依然として大変厳しいものであり、次世代の担い手の育成、確保を図りつつ、効率的で持続可能な農業経営の構築に向けて農地の集積・集約化を進めていくことが、喫緊の課題であります。

また、市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」では、令和13年度までの集積の目標率を75%とされていますが、令和7年4月現在では45.8%にとどまっている状況です。

こうした中、農業経営基盤強化促進法等の改正により、地域計画の策定が法定化され、農地中間管理機構と連携して農地の集積・集約化を進めていくことになりました。

(1) 地域計画策定後の農業関係者との連携強化、サポート体制の構築とプロジェクトチームの編成

地域計画は、地域農業を将来にわたり維持・発展させていくために、農業者、農地所有者、農業関係機関等により地域での話し合いを通じて策定されましたが、今後は、進捗状況の確認や目標地図の更新、将来的に担い手の不在等が懸念される農地への対策を盛り込むなど、定期的な計画変更や改善、見直しが必要不可欠であると考えます。

本市が将来目指す地域農業の実現に向けて、より効果的に課題解決に取り組み、持続可能な地域農業を推進していく上で、地域農業者をはじめとする農業関係者とのより一層の連携強化と計画推進や見直しにかかる支援、サポート体制の構築を早期に進め、また具体的な施策を推進するためのプロジェクトチームを編成されたい。

(2) 農業法人等への設立・経営支援

農地利用の集積・集約化を進める上で、人材や経営面で農地を引き受けられる農業法人が少なく、また、地域計画においても既存の農業法人を当てはめているだけの農地も散見されます。そのため、

- ・新規農業法人設立のための総合案内パンフレット作成や人材発掘・マッチング
- ・農業参入に意欲ある企業向けの案内や積極的な誘致
- ・農作業人材バンクの創設
- ・農業法人の健全な経営支援

により、安定的かつ持続可能な農地経営体制の整備と次世代の農業法人の着実な育成のための窓口を創設されたい。

(3) 農業者の相互連携・協力体制づくりへの支援

高齢化や担い手不足が深刻化している中、今後、事故や病気等で農作業に従事できない時の農業者同士の相互連携・協力による営農継続体制の構築や、農業者が所有する資材や大型農機具の共同利用などの話し合いや情報交換・交流の場を設けていただきたい。

2. 新規参入の促進・担い手の育成

市内では、平成28年度から令和6年度までの9年間で22経営体の認定新規就農者が農業を経営されております。市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」には、新たに農業を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくことが目標に掲げられています。

また、農地法の下限面積の撤廃により新たに農地を取得し、家庭菜園などをされる方も増えており、将来の地域農業の担い手の確保に繋がることが期待される一方、女性や若者を含めた幅広い年齢層の地域農業への理解と農業参入を促進するとともに、就農希望者や担い手への多面的な支援に努めていかなければなりません。

(1) 新規就農・担い手の育成支援の体制構築

新規就農希望者が、就農、農地あっせんや資金調達について、ワンストップで相談できる窓口の設置や、技術・経営のノウハウの指導、就農後のフォローアップ指導など、就農前から経営安定までの一貫したサポートが受けられるような体制を構築されたい。

(2) 女性・若者の新規参入にかかる支援

女性や若者が、家庭や地域等の理解を得て、地域の活動に積極的に参加できる環境を整備するとともに、農村集落で活躍できるための支援を行われたい。

(3) 次世代への農業学習と市民対話の場づくり

地域の未来を担う小・中・高校生や子どもたちへの、農業体験プログラムや交流・学習の場での農業の魅力の発信と合わせて地域農業の現状や課題を学べる機会を創出されたい。また、地域住民、農家、若手就農者などが集い、地域農業の将来について意見交換できる場を設定するなど、市民が一体となって地域農業の未来を考え、支える風土を醸成していくための対話の場を創出されたい。

(4) 農業の経営安定のための支援

原油や資機材等の価格高騰は、農業経営に深刻な打撃を与えており、新規参入者だけでなく、担い手となる後継者の経営継承にも大きな障壁となっています。新規参入者や後継者が安定的に農業経営を継続できる環境を整備できるよう、燃料や種苗、肥料、資機材等の費用助成については、国、県の制度に加え、市の独自の補助制度を創設されたい。また、とりわけ農業設備機器は高額であるため、新規・中古を問わず、農業機械・設備の購入費用に見合った補助金額を検討されたい。

(5) 新規就農者への新たな就農支援体制の構築

新規就農者への就農支援として、空き家と農地をパッケージにした斡旋、地域とのマッチングや受け入れ集落との事前調整、経営安定までの支援など、新たな就農支援体制を構築されたい。

(6) 農家の継承にかかる体制づくり

後継者がいない農家と就農希望者を事前に登録し、マッチングを行うなどの体制を構築されたい。

3. 遊休農地の発生防止・解消

令和7年4月現在では市内の1号遊休農地は274.2haとなり、農業従事者の高齢化や担い手不足、鳥獣被害や農機具、資材費にかかる負担の増大などにより、今後も耕作を断念される農地が更に拡大することが懸念されています。また、遊休農地は、イノシシやシカなど有害鳥獣の生息地になるなど、農作物の被害に留まらず住民の安全を脅かす一因となっており、遊休農地の発生防止と合わせて、遊休農地の継続的な管理や利活用等の対策も求められています。

このような中、農業委員会では、農地の状況把握や利用状況および利用意向の確認を行い、遊休農地の発生防止・解消に向けた活動を行っています。また、今後は農地台帳に登録のある農地を対象に、山林化している農地等について、段階的に非農地判断を行うことにより、「守るべき農地」を明確にし、遊休農地の解消の一翼を担うと考えております。

(1) 粗放的利用の推進

農業委員会において、非農地と判断された農地以外の耕作放棄による荒廃農地に対しては、今後、保全管理や放牧、牧草地、景観用地など、農地の粗放的利用による持続可能な土地の有効活用を推進されたい。

(2) 高収益作物等の導入促進と支援

遊休農地となる農地は、担い手の高齢化による離農や後継者不足以外にも、山間地域の傾斜地や小規模な不形成農地では深刻な獣害被害や水利問題など耕作条件が不利であることが多いという現状があります。そのため、高収益作物や獣害に強く、水がなくても育つ手間の少ない作物などの導入促進と併せて市独自の補助金制度を創設されたい。

(3) 鳥獣侵入防止柵の伴走的支援と補助金の拡大

鳥獣侵入防止柵設置にかかる補助金交付時に「設置マニュアル」を配布、施工方法を説明し、設置後も点検や補修のアドバイスを提供するなど、地域に寄り添った伴走的支援をされたい。また、新規購入及び修繕費用に対する補助率や補助上限額の引き上げと交付要件の緩和を検討されたい。

(4) 有害獣駆除等の更なる対策の促進

地域の高齢化や人手不足に伴い、イノシシ、シカ、サルなどの追払いや駆除への負担が増している。また、有害獣による農地・農作物への深刻な被害や、周辺に通学路がある場所では児童など人への被害が懸念されるため、より一層の有害獣駆除等の対策の促進に努められたい。

(5) 農地に隣接する公道法面等の草刈り作業への対応の検討

農業者の高齢化や担い手不足が進む中、農地に隣接する公道法面等の草刈り作業は、その労力や草刈機・燃料などの経費が、農業者にとって深刻な負担となってい

るため、それらの負担について対応を検討されたい。

(6) 耕作条件不利地域への政策的支援

既存の交付金等の支給要件からはずれている中山間地域において、耕作条件不利や機械化、大規模化による経営困難、農地の維持管理に多大な労力が必要であるなど、優良農地として維持活用していくには大変厳しい地域もあります。そのため、地域の特性に見合うよう、市独自の個別補償の導入など政策的支援を検討されたい。

(7) 市主導による農地オーナー制度の導入

農地1区画を一定金額でオーナーを募集し、農作業体験のほか、収穫物を宅配する農地オーナー制度は、農業の担い手不足や高齢化が進む中、農地を守りながら農山村の魅力を多くの人々に発信し、耕作放棄地や遊休農地の増加の防止、農山村の活性化、本市の関係人口につながるなど様々なメリットが考えられます。そのため、当市においても、地元農家グループなどと連携し、農地オーナー制度の導入を検討していただきたい。主に中山間地域でモデル的に導入してはどうかと考えます。

(8) 森林整備の推進

適切な管理が行われていない森林は、水源涵養機能が低下し、土壌流出や土砂災害および倒木のリスクが高まるだけでなく、イノシシやシカなど動物の里山や人家周辺への出没、農作物や人への被害などの獣害の発生にもつながります。また、中山間農地の日照時間への影響も考えられることから、放置田の整備と併せて放置林の整備を推進されたい。